

登別市おうちの省エネ創エネ促進補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、省エネ家電等の導入を支援することにより、家庭におけるエネルギー消費量の削減を図り、地域の脱炭素化を促進するとともに、気候変動による熱中症のリスクの低減を図るため、予算の範囲内において登別市おうちの省エネ創エネ促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、登別市補助金等の事務取扱に関する規則（昭和54年規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）市民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、登別市が備える住民基本台帳に記録されている者をいう。
- （2）省エネ家電 別表第1に掲げる要件を満たす製品をいう。
- （3）省エネ基準達成率 日本産業規格C9901に定められた式により算出されたものをいう。
- （4）多段階評価点 エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者が取り組むべき措置（平成18年経済産業省告示第258号）において定められた式により算出されたものをいう。
- （5）太陽光発電設備 別表第2に掲げる要件を満たす太陽光発電設備をいう。
- （6）定置型蓄電池 別表第2に掲げる要件を満たす定置型蓄電池をいう。
- （7）太陽光発電設備等 太陽光発電設備及び定置型蓄電池をいう。
- （8）取扱事業者 登別市おうちの省エネ創エネ促進補助金取扱事業者募集要項の規定により登録を受けた事業者をいう。
- （9）住宅 市内に所在する既存住宅をいう。
- （10）電子申請フォーム 補助金に関する各申請を行うことができるインターネットによる申請フォームをいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とし、第7条の規定により補助対象者として決定した者とする。

- (1) 登別市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年条例第22号）第2条第1号から第3号までに規定される者でないこと。
- (2) 補助金の事前申請時点において、登別市における納期の到来した市税等について未納がない者であること。
- (3) 補助金の事前申請及び交付申請を行う時点において、市民であること。
- (4) 省エネ家電、太陽光発電設備等及び定置型蓄電池の購入に関し、他の補助制度による補助金の交付を受けていない者であること。
- (5) 取扱事業者から省エネ家電を購入し住宅に設置する者又は取扱事業者から太陽光発電設備等を購入し住宅に設置する者で、次のいずれにも該当する者であること。
 - ア 当該住宅に常時居住している者であること。
 - イ 当該住宅に居住している者の属する世帯の世帯主、その配偶者、又は一親等の血族であること。
 - ウ 設置に工事を伴う場合であって、当該住宅を所有していない場合は、当該住宅の所有者等から設置について同意が得られているものであること。
 - エ 省エネ家電を買い換える場合にあっては買い換え前の対象製品を売却又は譲渡等することなく、適切な方法で排出するものであること。
 - オ 第7条の規定により補助対象者として決定する前に省エネ家電又は太陽光発電設備等を購入及び設置していないこと。

（補助対象経費等）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

- (1) 買い換えを目的とする省エネ家電の購入（付帯するリモコン、配線等を含む）、設置及び配送に要する経費（買い換え前の対象製品の撤去に要する経費（工事費、処分費、運搬費等）は、含まないものとする。）
- (2) 省エネ家電のうち、新たに設置するエアコンの購入（付帯するリモコン、配線等を含む）、設置及び配送に要する経費
- (3) 太陽光発電設備等の購入（付帯する設備等を含む）及び設置に要する経費（既設の太陽光発電設備等の撤去に要する経費（工事費、処分費、運搬費等）は、含まないものとする。）
- (4) 定置型蓄電池の購入（付帯する設備等を含む）及び設置に要する経費（既設の定置型蓄電池の撤去に要する経費（工事費、処分費、運搬費等）は、含まないものとする。）

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助対象経費としないものとする。

(1) 太陽光発電設備のみの購入及び設置に要する経費

(2) 補助金を活用して購入及び設置した省エネ家電を同一の会計年度において他の省エネ家電に買い換える場合の経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる場合に应じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 省エネ家電を購入する場合 補助対象経費に5分の1を乗じて得た額とし、別表第3に掲げる額を上限とする。ただし、複数の対象製品を購入するときは、対象製品ごとに次項の規定を適用するものとし、対象製品ごとの補助金の額の合計を補助金の額とする。この場合において、1世帯あたり10万円を上限とする。

(2) 太陽光発電設備等を購入する場合又は定置型蓄電池を購入する場合 補助対象経費に3分の1を乗じて得た額とし、別表第4に掲げる額を上限とする。

2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(事前申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、登別市おうちの省エネ創エネ促進補助金事前申請書兼誓約書(別記様式第1号)又はこれと同一の項目を具備した電子申請フォームに、次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

(1) 省エネ家電又は太陽光発電設備等の取扱事業者及び購入等に要する費用が分かる書類(見積書等)の写し

(2) 省エネ家電にあつては別表第1に掲げる要件を満たしていることを確認できる書類(製品カタログ、仕様書等)の写し、太陽光発電設備等にあつては別表第2に掲げる要件を満たしていることを確認できる書類(製品カタログ、仕様書等)の写し

(3) 省エネ家電を買い替える場合にあつては買い換え前の対象製品の設置状況が分かる写真

(4) 申請者の氏名、住所及び生年月日が記載された公的な書類の写し

(5) 申請者が世帯主の配偶者又は一親等の血族である場合、世帯主との関係が分かる書類(住民票等)の写し

(6) その他市長が必要と認める書類

(補助対象者等の決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助対象者等として決定を行ったときは登別市おうちの省エネ創エネ促進補助金補助対象者等決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（事前申請の内容の変更等）

第8条 前条の規定により補助対象者として決定した者（以下「補助対象者」という。）は、第6条の規定により申請した内容を変更又は中止しようとするときは、登別市おうちの省エネ創エネ促進補助金（変更・中止）承認申請書（別記様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請し、承認を受けなければならない。ただし、第6条の規定により申請した内容の変更が軽微であって、補助金の額に影響を及ぼさない場合はこの限りでない。

（1）第6条の規定により申請した内容の変更等が分かる書類

（2）その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、その結果を登別市おうちの省エネ創エネ促進補助金（変更・中止）（承認・不承認）決定通知書（別記様式第4号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助対象者としての決定の取消し）

第9条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象者としての決定を取り消すことができる。

（1）市長が指定した期限までに次条に規定する補助金の交付申請を行わなかったとき。

（2）補助対象者から決定の取り消しの申し出があったとき。

（3）第6条に規定する補助金の事前申請に不正の行為があると認められたとき。

（4）前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき。

2 市長は、前項の取り消しを行ったときは、登別市おうちの省エネ創エネ促進補助金補助対象者取消し通知書（別記様式第5号）により補助対象者へ通知するものとする。

（交付申請）

第10条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、省エネ家電又は太陽光発電設備等の購入及び設置が完了したときは、登別市おうちの省エネ創エネ促進補助金交付申請書（別記様式第6号）又はこれと同一の項目を具備した電子申請フォームに、次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

- (1) 省エネ家電又は太陽光発電設備等の購入及び設置に要した費用、購入先及び購入日を確認できる書類（領収書等）の写し
- (2) 設置した省エネ家電又は設置した太陽光発電設備等の製造事業者が発行する保証書等の写し
- (3) 設置した省エネ家電又は設置した太陽光発電設備等の設置状況が分かる写真
- (4) 省エネ家電の買い替えの場合、買い換え前の対象製品のうち、エアコン又は電気冷蔵庫については家電リサイクル券（特定家庭用機器廃棄物管理票）の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請を行うことができる期限は、市長が別に定めるものとする。
（交付決定）

第11条 市長は、前条の交付の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは登別市おうちの省エネ創エネ促進補助金交付決定通知書（別記様式第7号）により、適当でないと認めたときは登別市おうちの省エネ創エネ促進補助金不交付決定通知書（別記様式第8号）により補助対象者に通知するものとする。
（請求等）

第12条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、登別市おうちの省エネ創エネ促進補助金交付請求書（別記様式第9号）に、次に掲げる書類を添えて市長に補助金の交付を請求するものとする。

- (1) 補助金の振込先を確認できる書類（通帳、インターネットでの表示画面等）の写し
- (2) 登別市おうちの省エネ創エネ促進補助金交付決定通知書の写し

2 市長は、前項の請求が適当と認めるときは、速やかに補助金を交付するものとする。（状況調査等）

第13条 市長は、交付決定者に対し、必要な調査等を求めることができる。

2 交付決定者は、市長が前項の規定による調査等を求めた場合には、これに協力しなければならない。
（取得財産等の管理及び処分）

第14条 交付決定者は、補助金の交付を受けて取得した財産等（以下「取得財産等」という。）の管理に当たっては、善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

2 交付決定者は、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、他

の者に貸し付け若しくは売却し、廃棄し、又は債務の担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、取得財産等の使用年数が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を経過した場合はこの限りでない。

- 3 市長は、交付決定者に対し、前項の承認を受けて取得財産等を処分することにより得た収入の全部又はその一部の返還を求めることができる。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第15条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

- （1）補助金の交付の条件に違反したとき。
- （2）申請等に不正の行為があると認められるとき。
- （3）前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき。

- 2 交付決定者は、前条第3項及び前項の規定により、市長から補助金の返還を求められたときは、市長が定める期日までに、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

（書類の整備）

第16条 交付決定者は、補助金の申請等に関する書類及び帳簿を整理し、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める

附 則（令和6年告示第19号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年告示第74号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の告示の規定により作成された様式用の紙で現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間、使用することができる。

別表第 1 省エネ家電の要件

対象製品	要 件
エアコン	1 省エネ基準達成率が 100%以上であること。 2 未使用品であること。
LED照明器具	1 省エネ基準達成率が 100%以上であること。 2 未使用品であること。
電気冷蔵庫	1 省エネ基準達成率が 100%以上であること。 2 未使用品であること。

別表第 2 太陽光発電設備等の要件

対象製品	要 件
太陽光発電設備	1 定置型蓄電池と接続され、発電した電気を住宅において消費される設備であること。 2 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計が 2 キロワット以上 10 キロワット未満であること。 3 電力会社の電力系統に連携できること。 4 日本産業規格等に基づく認証を受けているもの又は同等以上の性能、品質が確認されているものであること。 5 未使用品であること。
定置型蓄電池	1 太陽光発電設備と常時接続され、発電する電力を充放電できるものであること。 2 蓄電容量が 2 キロワットアワー以上 17.76 キロワットアワー未満であること。 3 電力会社の電力系統に連携できること。 4 日本産業規格等に基づく認証を受けているもの又は同等以上の性能、品質が確認されているものであること。 5 未使用品であること。

別表第3 省エネ家電の補助金の上限額

対象製品	対象要件		補助金の上限額
	省エネ基準達成率	多段階評価点	
エアコン	100%以上	3.2以上	1台あたり50,000円
	100%以上	—	1台あたり40,000円
LED照明器具	100%以上	3.8以上	1台あたり50,000円
	100%以上	—	1台あたり40,000円
電気冷蔵庫	100%以上	2.9以上	1台あたり50,000円
	100%以上	—	1台あたり40,000円

別表第4 太陽光発電設備等の補助金の上限額

対象製品	補助金の上限額（円）
太陽光発電設備及び定置型蓄電池	500,000円
定置型蓄電池	300,000円

登別市うちの省エネ創エネ促進補助金事前申請書兼誓約書

年 月 日

登別市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

標記補助金について、登別市うちの省エネ創エネ促進補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

また、この事前申請にあたり、市税の滞納状況の確認のため、市税の課税状況等を閲覧することに同意します。

1 購入製品（購入する製品について、対象製品欄の□に✓をつけてください。）

省エネ家電	対象製品		機種名（型番）	
	□エアコン	□新たに購入		
		□買い換え		
	□LED照明器具	□買い換え		
	□電気冷蔵庫	□買い換え		
太陽光発電設備等	対象製品	型式（型番）	太陽電池の 公称最大出力	蓄電池の 蓄電容量
	□太陽光発電設備及び 定置型蓄電池		kW	kWh
	□定置型蓄電池			

2 取扱事業者等の内容

取 扱 事 業 者	名 称	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
対 象 製 品 の 購 入 予 定 時 期		年 月 ころ

3 補助金交付申請予定額

対象製品		購入・設置・ 配送費用 (税抜) ①	諸経費 相当額 (税抜) ②	補助対象経費 ③ ((①+②)×1.1)	補助率 ④	補助金額 (③×④) ※1,000円未満切捨て
省エネ家電	エアコン	円	円	円	1/5	円 (※上限 50,000 円) ※ただし、省エネ基準達成率のみ 満たしている場合、上限 40,000 円
	L E D 照明器具	円	円	円	1/5	円 (※上限 50,000 円) ※ただし、省エネ基準達成率のみ 満たしている場合、上限 40,000 円
	電気冷蔵庫	円	円	円	1/5	円 (※上限 50,000 円) ※ただし、省エネ基準達成率のみ 満たしている場合、上限 40,000 円
	省エネ家電の補助金額 合計					円 (※上限 100,000 円)
太陽光発電設備等	太陽光発電設備 及び定置型蓄電池	円	円	円	1/3	円 (※上限 500,000 円)
	定置型蓄電池	円	円	円	1/3	円 (※上限 300,000 円)
補助金交付申請予定額 (省エネ家電の補助金額合計と太陽光発電設備等の合計)				円		

- ※ 買い換え前の対象製品の撤去に係る工事費、処分費、運搬費は含めることができません。
- ※ 諸経費相当額(税抜)②は、取扱事業者からの見積書等を基に次により算出してください。
- 【 諸経費相当額＝諸経費×①÷税抜合計額から諸経費を除いた額 】
- ※ 補助対象経費は消費税相当額を含めた額となります。

4 添付書類(下記書類をすべて確認の上、□に✓を付けてください。)

- ☐ 省エネ家電又は太陽光発電設備等の取扱事業者及び購入等に要する費用が分かる書類(見積書等)の写し
- ☐ 省エネ家電又は太陽光発電設備等の要件を満たしていることを確認できる書類(製品カタログ、仕様書等)の写し
- ☐ 省エネ家電を買い換える場合にあっては、買い換え前の対象製品の設置状況が分かる写真
- ☐ 申請者の氏名、住所及び生年月日が記載された公的な書類の写し
- ☐ 申請者が世帯主の配偶者又は一親等の血族である場合、世帯主との関係が分かる書類(住民票等)の写し

5 誓約事項等(下記内容を確認の上、□に✓をお願いします。)

☐ 下記に定められた事項にすべて誓約します。

- 申請者が登別市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号から第3号までに規定される者でないこと。
- 本申請時点において、登別市における納期の到来した市税等について未納がない者であること。
- 本申請時点において、登別市民であること。
- 省エネ家電、太陽光発電設備等及び定置型蓄電池の購入に関し、他の補助制度による補助金の交付を受けていない者であること。
- 対象製品を設置する住宅に常時居住している者であること。
- 対象製品の設置に工事を伴う場合であって、設置する住宅を所有していない場合は、当該住宅の所有者等から設置について同意が得られているものであること。
- 省エネ家電を購入することにより不用となった買い換え前の対象製品について、売却又は譲渡等することなく、適切な方法で排出するものであること。
- この申請に不正の行為があること、この誓約が虚偽であること又はこの誓約に違反したことにより紛争等が起きても、市に異議は一切申し立てないこと。

登 第 号
年 月 日

様

登別市長

登別市うちの省エネ創エネ促進補助金補助対象者等決定通知書

年 月 日付けで事前申請がありました標記補助金について、登別市うちの省エネ創エネ促進補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

記

1 決定の内容等

決定の内容	補助金の（補助対象者・非補助対象者）として決定します。
非補助対象者として決定した理由	
補助金の交付申請の期限	年 月 日 まで

2 申請した内容を変更又は中止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければなりません。ただし、申請内容の変更が軽微である場合はこの限りではありません。

3 本通知により補助対象者として決定した後に対象製品を購入及び設置してください。

4 対象製品の購入及び設置が完了したときは、速やかに補助金の交付申請書等を提出してください。上記の補助金の交付申請の期限までに交付申請書等が提出されないときは、補助対象者としての決定を取り消すこととなりますのでご注意ください。

別記様式第3号（第8条関係）

登別市おうちの省エネ創エネ促進補助金（変更・中止）承認申請書

年 月 日

登別市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け登 第 号で補助対象者として決定を受けた標記補助金について、次のとおり変更（中止）したいので、登別市おうちの省エネ創エネ促進補助金交付要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更（中止）の内容

2 変更（中止）の理由

3 関係書類

- （1）事前申請した内容の変更等が分かる書類
- （2）その他市長が必要と認める書類

別記様式第 4 号（第 8 条関係）

登 第 号
年 月 日

様

登別市長

登別市うちの省エネ創エネ促進補助金（変更・中止）（承認・不承認）決定通知書

年 月 日付で（変更・中止）承認申請がありました標記補助金について、登別市うちの省エネ創エネ促進補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

記

1 決定の内容

2 承認（不承認）の理由

別記様式第 5 号（第 9 条関係）

登 第 号
年 月 日

様

登別市長

登別市うちの省エネ創エネ促進補助金補助対象者取消し通知書

年 月 日付けで補助対象者として決定した標記補助金について、登別市うちの省エネ創エネ促進補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により、次のとおり補助対象者としての決定を取り消しましたので通知します。

記

1 取り消しの理由

別記様式第6号（第10条関係）

登別市うちの省エネ創エネ促進補助金交付申請書

年 月 日

登別市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

標記補助金について、登別市うちの省エネ創エネ促進補助金交付要綱第10条第1項の規定により、次のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額等

対 象 製 品		購入台数	購入年月日
省エネ家電	エアコン	台	年 月 日
	LED照明器具	台	年 月 日
	電気冷蔵庫	台	年 月 日
太陽光発電設備等	太陽光発電設備及び定置型蓄電池	基	年 月 日
	定置型蓄電池	基	年 月 日
補助金交付申請額		円	

※ 交付申請額は、事前申請した交付申請予定額を記入してください。

※ 事前申請した交付申請予定額に変更があり、変更承認決定を受けている場合は、変更した交付申請予定額を記入してください。

3 添付書類（下記書類をすべて確認の上、□に✓を付けてください。）

☐ 省エネ家電又は太陽光発電設備等の購入及び設置に要した費用、購入先及び購入日を確認できる書類（領収書等）の写し ☐ 設置した省エネ家電又は太陽光発電設備等の製造事業者が発行する保証書等の写し ☐ 設置した省エネ家電又は太陽光発電設備等の設置状況が分かる写真 ☐ 省エネ家電の買い替えの場合、買い換え前の対象製品のうち、エアコン又は電気冷蔵庫については家電リサイクル券（特定家庭用機器廃棄物管理票）の写し
--

登 第 号
年 月 日

様

登別市長

登別市うちの省エネ創エネ促進補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請がありました標記補助金について、登別市うちの省エネ創エネ促進補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

- 1 補助金の額は、次のとおりとします。
交付決定額 円
- 2 この補助金は、本目的以外に使用してはなりません。
- 3 取得財産等をこの補助金の交付の目的に反して使用し、他の者に貸し付け若しくは売却し、廃棄し、又は債務の担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければなりません。ただし、取得財産等の使用年数が法定耐用年数を経過した場合はこの限りではありません。
- 4 この補助金の交付の条件に違反したとき又は申請等に不正の行為があると認められるときは、補助金の交付の決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることがあります。
- 5 申請等に不正の行為があること、事前申請における誓約が虚偽であること又は事前申請における誓約に違反したことにより紛争等が起きても市は関与しません。
- 6 補助金の申請等に関する書類及び帳簿を整理し、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければなりません。
- 7 この交付決定通知書により、補助金の請求をするときは、本書の写しを添付してください。

別記様式第 8 号（第 1 1 条関係）

登 第 号
年 月 日

様

登別市長

登別市うちの省エネ創エネ促進補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請がありました標記補助金について、登別市うちの省エネ創エネ促進補助金交付要綱第 1 1 条の規定により、次のとおり不交付となりましたので通知します。

記

1 不交付の理由

別記様式第9号（第12条関係）

登別市おうちの省エネ創エネ促進補助金交付請求書

年 月 日

登別市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

標記補助金について、登別市おうちの省エネ創エネ促進補助金交付要綱第12条第1項の規定により、次のとおり請求します。

記

1 請求金額 _____ 円

2 振込先

金融機関名	
支店名	
預金種目	☐ 普通 ☐ 当座 (いずれかに✓を付けてください。)
フリガナ 口座名義	
口座番号	

※ 申請者氏名と口座名義人は同一としてください。

3 添付書類

- (1) 補助金の振込先を確認できる書類（通帳、インターネットでの表示画面等）の写し
- (2) 登別市おうちの省エネ創エネ促進補助金交付決定通知書の写し